

平成22年第3回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 議 平成22年9月6日 午前10:00

○散 会 午後 2:15

○出席議員（20名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
10 番 佐 藤 義 久	11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙
13 番 佐 藤 昇	14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武
16 番 鈴 木 斌 次 郎	17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄
19 番 佐々木 嘉 一	20 番 千 田 正 英	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 山 口 義 光
会 計 管 理 者 佐 々 木 博 信	産 業 建 設 部 長 児 玉 俊 幸
水 道 局 長 菅 原 龍 太 郎	教 育 次 長 鈴 木 公 悦
市 民 生 活 部 長 小 林 健 一	福 祉 保 健 部 長 鈴 木 司
総 務 課 長 藤 原 貞 雄	企 画 政 策 課 長 幸 村 公 明
活 性 化 推 進 室 長 関 谷 良 広	財 政 課 長 川 上 護
産 業 課 長 伊 藤 清 孝	総 務 学 事 課 長 鎌 田 雅 樹
生 涯 学 習 課 長 菅 原 一	市 民 課 長 鈴 木 利 美
生 活 環 境 課 長 近 藤 進	社 会 福 祉 課 長 大 木 充
税 務 課 長 山 平 重 男	都 市 建 設 課 長 渡 部 智
農 業 委 員 会 事 務 局 長 根 一	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 ・ 監 査 委 員 会 事 務 局 長 三 浦 永 寿
追 分 出 張 所 長 三 浦 喜 博	幼 児 教 育 課 長 小 玉 隆

高齢福祉課長 伊藤 律子 健康推進課長 伊藤 正吉

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊藤 正 議会事務局次長 門間 善一郎

平成22年第3回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成22年9月6日（2日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（千田正英） おはようございます。

傍聴者の皆さん、朝早くから御苦労さまです。

ただいまの出席議員は19名であります。

なお、18番藤原議員より出席の遅れの連絡が入っております。

定足数に達しておりますので、これより平成22年第3回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（千田正英） 日程第1、議員の一般質問を行います。

本日の発言の順序は、15番西村 武議員、12番岡田 曙議員、19番佐々木嘉一議員、4番藤原幸作議員の順に行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問は最初は発言席において、再質問は自分の席においてお願い致します。

15番西村 武議員の発言を許します。15番。

○15番（西村 武） 皆さん、おはようございます。また、傍聴者の皆さんも早朝より大変御苦労さまでございます。

ただいまより一般質問に入らせていただきます。

平成22年第3回定例会において一般質問の機会を与えていただきました同僚議員に感謝を申し上げますとともに、日ごろ市政発展のためご努力をなされております市当局のご労苦に対しましても敬意と感謝を申し上げたいと思います。

さて、私は先に提出しておりました通告書に基づきまして簡潔に順次質問してまいりたいと思いますので、市長をはじめ教育長の誠意ある答弁を求める次第でございます。

質問は3項目にわたっておりますけれども、1点めは福祉問題、老人の孤独感・疎外感を解消するための方法についてお尋ねをしたいと思います。

ご存知のように我が国はますます高齢化社会を迎えようとしております。潟上市でも平成22年4月調査で高齢化率が24.9%で5年後には約28.6%と予測されており、増加の一途をたどっております。老人問題は、まさに我々自身の問題であると思います。老人福祉の究極の目的は、老人の健康を維持し、老化を防止し、豊かな老後の生活を送らせ

ることとなっております。高齢化とともに核家族化も増加の一方で、ひとりぼっちの老人が年々増えております。連日報道されているように、何日も人に知られずに亡くなっている、いわゆる孤独死が少なくなく、これらを防止するために在宅老人に対する専門家による家庭訪問制度を実施し、老人や家族に対し助言や介護負担の軽減を図るコミュニティケアの実施が大切だと思います。

敬老の日を一日だけの行事に終わらせることなく、市民全体の老人政策を考えるという意味で、これらの施策の実施を目指していただきたいと思います。人間である限り、この問題は無視することはできません。老後の孤独は、外的な国や地域社会のサービスだけでは解決し得ないものがあると思います。したがって、いかに生きるかという問題に常に古くて新しい課題として、現在の老人だけでなく若い世代に対し積極的に働きかけていくべきだと思います。そこに真の老人対策・老人福祉の発想があると考えます。

できる限り世代間の垣根を外し、役割分担は異なっても共に働き、共に助け、共に楽しむ地域社会を建設していくという内側からの努力が大切です。これは、取りも直さず生きがいを生む基盤となり、孤独感・疎外感を解消することにつながるものと考えております。

以上、老人問題を述べましたけれども、これらを踏まえまして市長はどのような展望でどのようなお考えを持っているものかお伺いを致します。

次に、入札制度の改革等につきましてお尋ね致します。

いつの時代も地方経済を支えてきたのは、中小企業あるいは零細企業だと言っても過言ではないと思います。また、これらの企業のご努力で地元の雇用も図られてきたものと思います。

昨今、社会全体が経済不況に見舞われ、民間工事や公共工事も不足であり、潟上市としても建設業者に対して数回の指名を行っていると思います。指名されたA級業者の場合は、予定価格の約95%ほどで落札をしておりますけれども、B、Cあるいは格付のない業者は、市で公表している予定価格の60%から70%ほどで落札している例も多々あると思います。果たして、この現状で雇用者に対して正当な賃金等を支払うことができるものか、また、設計どおりの工事が行われているものかどうか、できるとしたならば請負者の負担があるものではないか疑問が生じるところであります。過当競争と言われる現状において、そのことが下請業者にしわ寄せがいき、結果、工事そのものの質の低下になりかねないのではないのでしょうか。市として、地元企業育成と常々掲げている以上、

請負業者に対し商売が成り立つぐらいの配慮が必要と思います。

先般、市当局や議会にも落札金額に最低制限価格を設けるよう要望がありましたが、いかがでしょうか。市として、時代とともに入札制度の合理化を図っていかなければならないと思いますが、そのような観点から次の2点について伺いを致します。

まず、電子入札制度を導入するお考えはないのか。また、2つめと致しまして、落札金額に最低制限価格を設けるお考えはないものかをお伺いしたいと思います。

以上、2点について伺います。

次に、教育問題、学校教育法による体罰の規定等についてお尋ねをしたいと思います。

昨今、幼児・児童生徒を取り巻く環境も大変厳しく、特に親が幼児に対する虐待などの事件が多々報道され、後を絶ちません。しつけか否かの区別がつかず、行き過ぎて事件になったケースも多々あると思います。決して体罰を容認する立場ではありませんが、私自身、子供3人を育て、手を出したこともありました。

教育現場は児童生徒の共同生活的なところであり、ルールを破る者に対してある程度の制裁・対処が必要と思いますが、学校教育法による体罰の規定があまりにも厳密に適用されますと先生たちが委縮するのではないかと思います。教育現場の環境改善と同時に、先生たちに自信を持って児童生徒の指導を行ってほしいと思います。

そういう観点でお尋ねしたいのは、体罰の具体的基準とは何でありますか。また、文部科学省は、肉体的苦痛を与えない限り放課後の居残り指導や授業中の教室内での起立命令を体罰としないと、全国教育委員会などに通知したとなっております。

以上、潟上市教育委員会ではこれらの指針に沿って指導していると思われませんが、現状はどのような基準をもって教育にあたっているものかお伺いしたいと思います。

以上、3点についてまず1回めの質問とさせていただきます。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） おはようございます。そして傍聴の皆さんも大変御苦労さまでした。

それでは、15番西村 武議員の一般質問の2点め、入札制度の改革についてお答え致します。

はじめに、平成21年度および平成22年度8月現在の公共土木工事の落札率について申し上げます。

平成21年度における格付A級の落札率は94.21%、格付A級以外では94.51%となっております。平成22年度8月現在では格付A級の落札率は94.72%、格付A級以外92.72%

となっております。このように格付A級とB級、C級、その他の落札率には大きな格差は見受けられない状況となっております。

ご質問1の電子入札制度を導入する考えについて申し上げます。

本県においては平成18年度に「秋田県電子入札共同利用連絡協議会」が組織され、共同利用に向けた検討、取り組みについて協議しております。平成22年度現在、県のシステムを共同利用し電子入札を導入した自治体は大仙市で、これに本年10月から由利本荘市が加わり計2市となっております。

電子入札については中には対応できない業者もいると聞いております。しかし、業者が入札会場まで来る必要がなく、また、発注者、入札参加者ともに書類作成事務の効率化に伴うコスト縮減などの効果があると言われており、さらに、競争入札参加資格を有する者が公共工事の入札に参加しやすくなり、競争性が高まることも利点としてあることから、連絡協議会を通じ情報収集に努め、検討させてまいりたいと考えております。

次に、落札金額に最低制限価格を設けるお考えはないかについてお答えを申し上げます。

ご承知のとおり最低制限価格は、低価格入札に伴う施工の質の低下、手抜き工事や下請業者へのしわ寄せ等を防止するため、この金額を下回る額での契約を行わない、過度な低入札受注の排除・防止に向けたダンピング対策として有効な手段であります。

県内市町村では15市町村が最低制限価格制度を導入しております。本市においては、これまで潟上市建設工事等入札制度実施要綱に則り、入札契約事務の透明性の向上と入札参加者の公正な競争の促進のため、130万円以上の工事については予定価格の事前公表を行っております。しかし、予定価格という上限価格は示されても下限価格が設定されていないため、適正な見積価格帯での競争という本来あるべき入札とならない場合が想定されます。入札参加者は自ら適正な見積算定のもとで入札に臨むことが基本ですが、発注物件の品質確保ならびに適正価格での契約維持等の観点からも有効な制度である最低制限価格制度の制度設計を含め、メリット・デメリットを検証しながら検討してまいります。

また、国からは「公共工事の入札および契約の適正化の推進について」の文書が入っており、予定価格については入札前に公表すると予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせることなどの弊害が生じ得ることを踏まえ、事前公表の取りやめ等の対応を行うこととしており、本市に

においてもこれらの見直しを併せて進めてまいりたいと思っています。

以上であります。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 西村 武議員の一般質問の1つめ、福祉問題、老人の孤独感・疎外感を解消する方法についての質問に対しお答え致します。

高齢者の孤独感・疎外感は、現役時代の役割からの解放や、子供の成長による親としての役割から解放され自由な時間を得た時期であると同時に、社会的な役割感を喪失したことなどにより生じるものと推察されます。

このことから、高齢化が著しく進展する中、高齢者の生きがいを高め、高齢者が持つ豊富な経験と知識を活用することは、高齢者の福祉対策の面のみならず、社会全体の進展という意味合いにおいても極めて重要な課題となってきました。しかしながら「生きがい」のよりどころとするものは人それぞれに異なり、これに対応する施策も極めて多様なものが必要であります。

ご提案のありました生きがいを生む基盤づくりについては様々な施策展開に努めているところでありますが、このことは高齢者の活力につながり、生活の向上を図ることで疎外感・孤独感を抱かずに地域社会の中でその人らしく暮らしていくことにつながるものと捉えております。

そのための事業として、一般高齢者施策、介護予防特定高齢者施策、介護保険事業、地域支援事業、老人クラブ、シルバー人材センターの支援、健康づくり、生涯学習等々の施策を今後も充実させ、これらの事業に積極的な参加を促し、地域社会とかかわりを持つことで生きがいを高められるよう推進してまいります。

以上です。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 15番西村 武議員の一般質問の3つめの教育問題、学校教育法による体罰の規定についてお答え申し上げます。

体罰が禁止されていることは学校教育法第11条の中に明記されているところです。

教育はもともと児童生徒の人格形成が目的であります。かつ、子供の権利条約でも明記されております。一個の人格として尊重されるべきものであると思っております。原則としては3つあります。その1つめとしては、子供の基本的人権を侵害するような懲戒は許されない。2つめは、懲戒は教育的配慮に基づいて行われなければならない。3

つめは、体罰は許されない。この3つの原則を考慮に入れておくことが大事かと思っております。

体罰の基準として、懲戒の内容が殴るや蹴るなどの身体に対する侵害を内容とするものや、正座や直立など特定の姿勢を長時間にわたって保持させるなど、また、肉体的苦痛を与えるような懲戒に当たると判断された場合は、体罰として判断されます。また、教師の侮辱的発言や軽蔑的発言は、それ自体体罰とは言えませんが、児童生徒の品位や尊厳を傷つける言葉の暴力とも言うべきものであって、これは許されるものではありません。

具体的事実において体罰にあたるか否かを判断することは、機械的に判定することは非常に困難ですが、体罰はあってはならず、根絶を目指すべきものと考えます。

平成19年2月、文部科学省は「これまでの基準によると、教師側が萎縮して子供を指導できない」といった現場教師からの声を受けておりました。いじめや校内暴力などの問題に対応するため教師の体罰に関する基準を見直し、各都道府県教育委員会を通じて各校に通知されております。

内容は、これまでどおり「身体への侵害や肉体的な苦痛を与える体罰は行ってはならない」とした上で、基準が体罰にならない具体例として7つほどございます。その1つは、放課後も教室に残して指導する。授業中、教室に起立をさせる。3つめは、学習課題や掃除当番をほかの子供より多く課す。4つめは、授業中に立ち歩く子供をしっかりと叱って席に着かせる。5つめは、騒いでほかの子供の邪魔をした場合などに、別室で指導するなどの措置を取った上で教室の外に出す。6つめは、授業中にメールを打つなど学習に支障を与える場合、子供から携帯電話を一時的に預かる。7つめは、暴力を振るう子供から教師が身を守るためなどのやむを得ない事情の場合でございます。こういう場合の力を行使して子供を制止するという、この7項目が挙げられております。

潟上市教育委員会としては、このような基準を踏まえた上で校長会や教頭会、生徒指導連絡協議会などを通して体罰の絶無を期するよう指導しております。

教師が深い愛情と真摯な説得で諭し、そして毅然とした態度で児童生徒に向き合い、強い信念と自信を持って教育にあたらなければいけないと考えております。

以上です。

○議長（千田正英） 15番、再質問ありますか。15番。

○15番（西村 武） ただいま懇切丁寧なご答弁をいただきました。そういう中で、ま

ず1点めですけれども、この老人の孤独感・疎外感に対しましては、要するに施策を展開して努めていると、こういうご答弁でございます。計画に沿いながら努めているということでございます。大変これはよいことでございますけれども、ただ、そういう中で若い世代に対してどのように働きかけていくのか、こういうところももう少し説明があっただいんじゃないかなと思いますので、この点について1点お願いしたいと思ます。

それから2つめの入札制度の改正でございますけれども、ただいま電子入札制度の導入等につきましては市長より「検討する」というご答弁をいただいておりますので、ぜひとも事務の効率化、あるいはお互いにそういういらぬ手間を省くということで大変大きいことではないかと思ますし、もう一つは談合防止というようなことにもつながっていくものではないかと思ますので、検討して早めどうかそういうことを考えていただきたいと思ます。

また、最低価格ですけれども、潟上市の場合はよく、入札制度につきましては県に準ずるというご答弁を再三いただいておりますので、県では既にそういう最低制限価格を設けまして、今年からはさらに、これは業者育成のためというようなこともありまして、あるいは過当競争防止、あるいは質のよい工事をしていただきたいというようなことからその最低制限価格を設けまして、さらにそれを下回った業者にはペナルティーを課すというような制度も導入されておりますので、ぜひともこの最低制限価格のことについても検討するというようなことでございますので、これもひとつ実現をしていただきたいと、このように思ます。先般、建設産業協会の方から当局に対しても我々議会に対してもそういうご要望がございましたので、あえてこのたび質問した次第でございます。

3点めの学校教育法による体罰の規定というようなことでございますが、潟上市もそういう方針に従いましてやっているというようなことでございます。こういうガイドラインを設けることによりまして保護者とのトラブル、そういうものが避けていかれるのではないのかなと思ます。参考のためでございますけれども、これ去年確かこの問題で裁判沙汰になったこともありますので、これは全国のどこかの地域ですよ。潟上市では現在そういう問題等が発生しているものかどうか、その辺のところについても伺いたいと思ます。

以上です。

○議長（千田正英） 当局の答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 15番西村 武議員の再質問の2点めの電子入札と最低制限価格についてお答えします。

電子入札については早めに検討して実行してくださいということですが、当局、我々の方はすぐ対応できるわけですよ。ただし、業者の方で対応できるかというような問題もあるということで、建産協とも今後詰めていきたいと。

それから業者もA級業者は対応できても小さい方の業者の対応が難しいということですよ。

それから最低価格については先ほどメリット・デメリットをあわせて検証しながら進めていくということですが、後段の方で答弁しましたが、今の130万円以上については事前交渉をしておりますが、これをなくせよという国の方針ですので、もしそれがなくなるとますます入札見積もりというものが難しくなると。これは当たり前の話ですけども。そういうものも含めて、もう少し検討させていただきたいと思います。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 西村議員の再質問にお答えします。

老人の孤独感・疎外感に対しての若い人への働きかけということとして、ご承知のように介護現場においては非常に若い方々が従事してきて、一生懸命献身的な介護にあたっているというふうな状況があります。そうした若い方々の意識というものをもっともっと広範に広げていくために、行政としてもその声を集約しながら、この後の全町的な、いわゆる全市的な老人の疎外感なり孤独感に対して対応できるような啓蒙活動を展開していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 再質問にお答えします。

ただいまのは、全国的に体罰を行う先生が見られるということは、たまに報道で出されるということだと。それに伴って本市でも先生の体罰が市に問題が発生するようなことがあるのかどうかというご質問だと思います。

本市の先生については、体罰というものについては全くございません。かなり高度な注意という方向の中で指導しておりまして、そういう意味ではひとつないということをお願いしたいと思います。

○議長（千田正英） 15番、再々質問ありますか。

○15番（西村 武） ありません。どうもありがとうございました。

○議長（千田正英） これをもって15番西村 武議員の質問を終わります。

次に、12番岡田曙議員の発言を許します。12番。

○12番（岡田 曙） おはようございます。傍聴者の皆様、早くから御苦労さまでございます。

本日、9月定例会におきまして一般質問の機会をいただきましてありがとうございました。

今年の夏は異常気象により大雨で川の増水やら畑、田んぼの冠水、それから床下浸水と被害に遭われた方、また、毎日のように猛暑が続きまして体調を崩された方々に心からお見舞いを申し上げます。

私は通告書に従いまして3点ばかり質問致しますので、当局より誠意あるご答弁の方、宜しくお願い致します。

まず最初1点めですけれども、「婦人防災クラブ連絡協議会」の設置と要望について質問致します。

潟上市消防団員491名の方々は、あらゆる災害、火災に備え、その使命感に徹し、気の休めることはなかったと思います。

先日8月24日の午後2時50分ごろ、追分地区において火災が発生しました。幸いにも隣接家屋に延焼することなく鎮火に努力されまして、消防関係者の皆様に対し、地域住民等しく心から感謝しているところでございます。また、火災の際、消防車が到着前に周辺の女性たちの懸命な活動に深い感銘を得ることができました。

皆さんも御存じのとおり、現代における女性の社会進出は目覚ましいものがあります。女性の皆さんを様々な形で支援、育成し、社会に貢献できる環境づくりが望まれるところでもあります。いまや、あらゆる分野で活躍されている女性の力が地域社会でも欠くことのできない位置づけになっております。この女性の偉大な力を防災、あるいは火災予防の思想普及に活用できないものでしょうかとお尋ね致します。

女性がいきいきと活動するためにも、基礎的・技術的な能力を身につけさせまして、地域における連携や合い言葉「向こう3軒両隣」など、心の支えが希薄になりつつある昨今、地域社会における火災予防的組織の育成が必要と強く感ずるものであります。

県内では25市町村中15市町村にこうしたクラブが組織され、それぞれ輝かしい活躍をされていると聞き及んでおります。いつ発生するか予測できない火災に備えて、我が潟

上市においても火災予防とその普及活動を推進していくためにも女性による防災クラブ発足をぜひ望むものでありますので、市長のお考えをお聞かせください。

2つめ、自殺、うつ病対策について。

今、日本は自殺大国になってしまいました。毎年3万人以上が命をなくすということは、1つの町がなくなるということになります。ちなみに秋田県が15年間、自殺のワーストから抜け出せないのはなぜでしょうか。近年、弱者に経済的・精神的にも負担が押し寄せているのが現状のようです。だれもが安心して生きられる温かい社会づくりを目指して、厚生労働省は今年の5月28日、指針をまとめ、各都道府県から市町村へ、自殺対策の一層の推進と集中的にこの対策の実施に力を入れております。

秋田県の自殺者は平成21年では416名、本市においても平成20年は19名、21年は11人と減少傾向にあるように思われますが、一方、全体的に高齢者の自殺者が4割も占めております。自殺に至るには様々な要因があると思いますが、社会的に追い詰められての死であります。それをいかになくするかは、社会全体として取り組むべき課題でもあります。

自殺問題の深刻さ、そして予防活動の難しさ、人と人とのつながりが希薄になってきている現代、まずは身近な地域での支え合いなどの啓発活動の一層の推進と、地域ごとのきめ細かな予防活動には十分な予算と人材の投入が必要かと思えます。市では様々な対策を講じているとは思いますが、掛け声倒れの予防対策となってしまうためにも、普及啓発、人材養成、電話相談支援、対面型相談など盛り込んでおります。なお一層、自殺予防に努めていただきたいと思いますので、宜しくお願いします。

現代病であります心の病、うつ病も、また自殺と切り離すことのできない大きな要因となっております。情緒不安定、対人関係、あるいは衝動行為、精神疾患など、このような自覚症状のある人を潟上市ではどのように把握し対応していますか。地域の実態に応じて対策をどのように考えているかをお聞かせください。宜しくお願いします。

3つめ、少子化の状況および少子化への対応について。

子供、子育てを社会全体で支え応援することで、結果的に少子化の改善につなげようと7年前に少子化対策基本法が施行されました。しかし依然として出生率が低下、子供・子育ての背景には「仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けての取り組み」や「妊娠、出産の支援体制」、「周産期医療体制の充実」など、このような取り組みに対する現状への評価はまだまだ低いと思えます。

「少子化対策」から「子供・子育て支援」と基本理念の転換、つまり子育てをみんなで考え、責任を共有しているという認識を持って常に新しい改革をし、きめ細かな制度を検討する必要があります。

各市町村では子育てを応援する制度を導入しております。男鹿市では、第3子から年間30キロの子育て応援米と10万円のお祝い金を支給されております。横手市、上小阿仁村、由利本荘市、三種町、八峰町、五城目町では、それぞれ50万円あるいは100万円、200万円と誕生お祝い金が支給されております。さらに、五城目町では妊婦にタクシー券を給付し、通院の負担を軽くしているようです。このように子育ての経済的負担も少なくして若者の定着につなげようと、この制度を発足しております。

我が市においても様々な対策を講じておりますけれども、また、努力されていると思いますが、今以上の子育ての応援策が必要だと思いますので、今後の対応と今の現状をどのように考えておられるのか質問致します。

以上、3点について質問致しますので宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 12番岡田 曙議員の一般質問の2点め、自殺、うつ病対策についてお答え申し上げます。

まず冒頭でございますが、これらの対策については大変難しく、そして奥の深い問題だという認識の上でご答弁を申し上げます。

全国の自殺者数は、平成21年まで12年連続で3万人以上、秋田県では平成7年以降15年連続で全国1位、潟上市は平成18年が19人、平成19年が13人、平成20年19人、平成21年11人と増減を繰り返している現状であります。市と致しましても自殺問題は重要課題であります。

国では、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、追い込まれた人に対するセーフティネットとして地域における自殺対策の強化が喫緊の課題としてとらえ、平成21年度から平成23年度までの3カ年計画で「地域自殺対策緊急強化事業基金」として100億円を予算化し、潟上市には今年度は207万円の予算配分となっております。

市の自殺予防対策としては、相談事業として弁護士、ソーシャルワーカーの日程調整が取れたことにより、対面型無料相談を10月から3月まで月2回の12回を予定しております。また、ハッピーネットによる電話相談を月2回行っています。普及啓発として、自殺予防に関する講演会をこの後2回開催、仲間づくり支援事業を3地区で開催するな

ど予定しております。

また、心の健康づくりについて、うつ病、多重債務等の予防とその相談機関等がわかるチラシを作り、広報を活用した全戸配付するなど啓発に努めております。また、地域で自殺予防活動を担うボランティア等を対象とする人材育成事業も行うなど、市を挙げて自殺予防に取り組んでいるところであります。

うつ病の把握については、なかなか捉えられないところがあります。自覚症状についても自分でも気がつかない場合もあるし、治療をしている人よりも治療していない人が自殺に追い込まれやすいと言われており、個々が孤立しないようみんなで声をかけ合いながら支えあう社会づくりに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（千田正英） 小林市民生活部長。

○市民生活部長（小林健一） 12番岡田議員の一般質問の1つめ、仮称「婦人防災クラブ連絡協議会」の設置と要望についてお答え致します。

日ごろから潟上市消防・防災活動に対し、ご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

潟上市の消防団員は定員504人に対し実員464人の団員がおり、うち9人が女性消防団員となっております。近年、高齢化が進んでいる中、若者の消防団員の確保が難しくなってきているのが現状です。

ご質問にあります婦人防災クラブの活動は、主に災害時の後方支援活動としての役割を期待されているもので、実際の災害時には発生直後における初期消火活動や時間経過後の炊き出し、民生委員や介護福祉士などと連携した災害時要援護者の安否確認や避難誘導などの役割が期待されるものであります。

今後は、消防団員を確保するとともに「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という意識を持つことが非常に重要であり、常日ごろから火気使用器具を取り扱う機会の多い主婦の果たす役割が大きいことから、婦人防災クラブの設置について今後検討していきたいと考えておりますので宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 岡田 曙議員の一般質問の3つめ、少子化の状況および少子化への対応についてお答え致します。

本市における出生率は、千人当たり平成18年7.1人、平成19年6.8人、平成20年6.6

人と低下しております。

少子化対策および子育て支援対策については、若年世代にとっては経済的な負担、家庭と仕事の両立の困難さ、育児についての不安など、子供を生み育てることをためらわせる経済的、あるいは心理的な負担感が強いとも言われております。子供を安心して生み育てやすくする環境整備のための支援策は、総合的に拡充していくことが重要であります。

本市では、少子化対策・子育て支援策として、妊娠・出産から乳幼児期までは出産育児一時金の支払い手続きの改善、妊娠中の健診費用の負担軽減、さらに今年度からは不妊治療の公的助成の拡大、女子中学生への子宮頸がんワクチン全額助成等を実施しております。また、未就学期においては、保育園を統合し認定保育園の拡充を図り、小学生期には放課後児童クラブを、中高生期においては奨学金の充実などの支援策を講じております。

今後は、さらに若者の就労支援、企業の子育て支援の取り組みの推進など官民一体の子育て支援推進が必要と考えます。市と致しましても、さらなる少子化対策および子育て支援対策を推進してまいります。

以上です。

○議長（千田正英） 12番、再質問ありますか。

○12番（岡田 曙） ご答弁の方、ありがとうございます。

はじめに婦人防災クラブの設置の要望につきましてですけれども、今、15市町村のうち秋田県では299クラブあります。そしてそのクラブ人口が2万2,210人が所属しております。

今答弁いただいたとおり、地域で、あるいはそれぞれの女性の組織、様々な網を張って防災に備えて一生懸命頑張っているというお話を聞きました。ぜひともこの防災クラブというのは、地域だけではなくて秋田県全体として勉強する機会もありますので、どうか女性の地位向上のためにも設置するよう要望致しますので宜しくお願い致します。この点については答弁はおりません。

2つめの自殺、うつ病対策についてですけれども、ただいま答弁されました「今後公開講座が2回開催する予定になっております」というのでは、今後いつ予定されているか。そしてこの公開講座というのは、やはり今、半年過ぎました。前半にも一度やってはいかがでしょうかと思います。

それから今、多重債務の無料相談ですけれども、先日、県の方で生活センター主催で多重債務の相談会が開かれておりますけれども、この潟上市内でも相談というのは、受け入れ窓口というのは配置されておりますか。これをちょっとお尋ねをしたいと思います。

そして秋田県でも自殺率の多い八峰町ですか、このところに私お訪ねをしまして保健師と話し合いをしまして、いろいろ、28年までの間に八峰町では自殺をゼロにするという目標を立てております。この潟上市も何とかね、ゼロに近いように皆さん努力してほしいと思いますけれども、そういうふうな目標を設定しておるか、ちょっとお訪ねを致します。

3点めとして少子化への対応ですけれども、先日8月4日、県では脱少子化県民運動と発表されました。本市においても必要な対策を講じておるとは思いますけれども、物を与えては少子化につながるかというところではないと思いますけれども、私は商工会の方で今、石川理紀之助翁の発祥でありますこの地元で何とか豊川米も消費拡大につながるのではないかと商工会の方でも一生懸命PRしております。ぜひこの少子化対策米としてこの豊川米も皆さんにその対策を講じていただければなと思いますので、お尋ねをします。

それから少子化として、今、子育て中のお母さん方は保育所に入れたくてもやはり勤めてなければ保育所に入所できないです。雇用の証明書をいただかなければ入れないけれども、しかし子育てしてるお母さんは子育てで毎日悩んでもいるんです。家族の介護、あるいは自分で勉強したくても子どもに手がかかってやれないということで、ぜひともこういう方々を救ってほしいなと思います。いつでもだれでも子供を入所できるような対策を宜しくお願い致しますので、このことをちょっとお尋ねします。

それから男性の育児休暇というのは非常に低くなっておりますけれども、皆さんの、公務員というのは率先してやらなければいけないと思いますけれども、市としての職員の皆さんの男性の育児休暇率はどうでしょうかと思いますので、ちょっとこの点3点ばかりお尋ねをしますので宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 当局の答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 努力目標で八峰町が28年までゼロにすると。本市でも目標を定めてはという提案ですが、これ軽々に目標を立ててできるんでしょうかという疑問があります。それだけ奥が深いということですから、私はやはり努力目標で何年度まで何人にす

るというようなそういうことでなくて、地道に今言う対策というものを綿密にしていった方がよろしいのではないかと考えております。

それから公開の講演の予定とかそういうものについては担当の方から答弁させます。

3番めの趣旨にはなかったんですが、ちょっと豊川米の普及についてもご提言がありましたので、これについては今民間の方で石川理紀之助翁を漫画にして普及させると。中身は、内容によっては私は小学校の社会科副読本に使ってもいいのではないかと。すばらしいものになるそうですので、そういうものも含めて期待しているというところがございます。

あとは担当の方から答弁させます。

○議長（千田正英） 伊藤健康推進課長。

○健康推進課長（伊藤正吉） 12番岡田 曙議員の再質問にお答え致します。

この後の自殺予防の公開講座ですけれども、この後10月、11月ころ2回ばかり、天王地区対象と、それから昭和・飯田川地区対象に2回講演会を開催する予定でございます。なお、内容については今詰めているところですので、もう少しお待ちください。

それから公開講座についても飯田川地区の方と天王地区でこの後2回ばかり開催致しますけれども、これについても今詰めている段階でございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 質問の2番めの自殺、うつ病の関係の多重債務の相談窓口についてお答え申し上げます。

窓口の担当課は市民生活部の生活環境課で担当しておりまして、市民からの相談を受けておるのが実情でございます。

以上で終わります。

○議長（千田正英） 12番、再々質問ありますか。12番。

○12番（岡田 曙） 当局のご答弁ありがとうございました。

ただ、自殺、うつ病の対策について、ただいま市長が答弁されましたけれども、目標を設定するのは難しいと、そういうふうな話をして、それぞれ努力しますという話をされましたけれども、実は私、八峰町のその話を聞いたというのは、ゼロにするという目標を設定するということは、やはり当局の職員の意識、市民に対してのその意識を改革するためにも皆さんに分ち合ってその目標を設定するのであって、必ずしも目標を立

てたからそれを成し遂げるということはできないと思うけれども、ひとつそのように目標を設定することによって市民全体、職員全体が努力するというような話でしたので、今後宜しくお願い致します。よろしいです、答弁は。

今、自殺の公開講座の10月、11月、これちょっと遅いのではないかと私思うんです。これから文書を考えて、もうこの事業というのは毎年のことのように事業が組まれております関係で、この公開講座というのは年に1回、地域的に天王1回、昭和・飯田川1回でなくして、もう少し形の変えた公開講座をして、皆さんが、市民が参集できるような体制をつくって、もう今10月です。これから文書を作成して市民に公表するということは非常に遅いと思いますので、ぜひともこの点について、今年はまだこういうふうには計画されておるとおもいますけれども、来年からは早々に宜しくお願い致します。

以上ですけれども、よろしいです、答弁の方は。ありがとうございました。

○議長（千田正英） 要望でよろしいですか。

これをもって12番岡田 曙議員の質問を終わります。

19番佐々木嘉一議員の発言を許します。19番。

○19番（佐々木嘉一） 皆さん、おはようございます。19番佐々木であります。

9月定例会において一般質問の機会をいただきまして本当にありがとうございました。また、本日は早朝から傍聴の皆さん、大変御苦労さまでございます。

今年の夏は観測史上例のない記録的な暑い夏となりました。地球温暖化のあらわれでもあるとも言われますが、9月に入っても残暑が続く予報であり、影響が心配されております。

私の質問は大きく2点ありますが、通告に従って質問致します。

まず第1点は、次期発展計画の策定についてということであります。

潟上市は、ご承知のとおり合併して以来5カ年が過ぎました。新市発足にあたっては、市民の共通理解とまちづくりの理念を共有するための市章ならびに市民憲章の制定、心と心をつなぐ市民歌の制定、市域・地域の特色をあらわした花・鳥・木の決定等々により、「生き生きかたがみの夢づくり 一人ひとりが輝くひとと環境にやさしい田園都市」としております。

また、市政運営にあたりましては市民参加を標榜し、各種協議会、検討委員会、審議委員会等による政策形成過程における市民の直接参加の機会を設けるなど、合併自治体としての運営に意を尽くしてこられたことに対し、心から敬意を表したいと存じます。

また、平成18年度に策定されました潟上市総合発展計画につきましては、合併協議時点に策定されました新市将来像ならびに新市建設計画の基本とし、個別計画としての地域防災計画をはじめ市民の安全・安心にかかわる施策、各種福祉計画、都市計画、次世代育成プランに基づく計画の推進ほか、時代の変化を先取りした行政改革のもと、各種計画を前提とした各年度の具体的予算の執行により市民福祉の向上と市政の進展を図ってきており、誠にご同慶の至りと存じております。

合併後5カ年を経過した今日、これまでの成果の確認と反省に立って新たな行政需要に対処しつつ、長期計画に示す市政発展の展望のもと諸施策の選択と充実を目指して市政は運営されていくものと推察致します。

こうした観点からの質問であります。現在の発展計画のうち前期5カ年の基本計画は平成22年度が最終年度となります。平成23年度からは後期5カ年計画がスタートとなりますので、既に作業に入っておるものと思います。平成21年度には総合発展計画の進捗状況の報告書による発表もありましたが、さらには今回の見直しに際し、前期5カ年計画の反省、評価、検証、進捗状況等を十分に分析した上で次期計画の策定作業に入っておることと思いますが、このことについてどのように対処し進めておられますか、お知らせいただきたいと存じます。

また、次期5カ年計画は平成23年度を初年度としてスタートするわけですが、市民ならびに市自体を取り巻く状況は、少子高齢化、人口減少、雇用ならびに景気後退、過疎化の進展等々を背景に活力が低下しております。こうした厳しい社会経済の現状をどのようにとらえ、今後の計画にどう反映するのでしょうか。こうした状況から、広範にわたる行政分野ではあります。次期計画の重点事項は何かをお知らせ願いたいと存じます。

平成23年度予算編成は、次期計画の初年度であると同時に以降3カ年の実施計画初年度でもあります。実施計画は、さらには今後の社会経済情勢によっては見直し、ローリングがあると思いますが、23年度予算の編成方針とも関係します。現時点での方針はどうか、お知らせください。

また、同計画の策定段階において議会への説明および検討、関与を予定しておるものかどうか、お伺いします。

最近、自治体関係者の関心事として報道されております自治法改正案についてであります。つまり自治法第2条第4項に規定する「基本構想」の廃止が示されたことにより、

総合計画のあり方が問われているのであります。ご案内のように総合計画は本市においても組織横断的に策定された総合的な政策体系であり、市が抱えるすべての個別計画の上位計画であります。このことに関しては、本市では先般、議員提案による自治法第96条第2項による「潟上市行政にかかわる基本的な計画の議決に関する条例」が制定済みでありますので、従来の方針は継承される見通しであり、本市における二元代表制による政策協議の形が維持されるものと思いますが、市長のご見解をお伺い致します。

次に2点めでございますが、潟上市都市計画と市役所庁舎についてお伺い致します。

本市は、現在合併して秋田市、潟上市の広域都市計画区域であります。合併以前は1市3町の広域都市計画区域でありましたので、それぞれの自治体が課題を持ちながら都市計画を進めてきた経緯がありました。合併後、石川市長におかれましては都市計画の見直しは、市長就任以来、政策マニフェストとして掲げられて重要施策として取り組んでおられます。そして、都市計画に関しては過去何人かの同僚議員の方々が質問をして、その推移を見守ってきております。

現状から推察して、見直しの課題が大きすぎたか、あるいは無理であったでしょうか。秋田地区広域都市計画区域から離脱、線引き都市の廃止は、新市潟上市の都市計画としては必要な見直しであったかもしれませんが、広域離脱、線引き廃止すれば、すべてが解決することではなく、その前提として新たな都市づくりの構想がなければなりません。そのことはどうでしたでしょうか。それは新市潟上市を旧3町を都市計画によって一体化していくための現行計画の調整と、新たに予定する都市計画事業への対応ではなかったかと思いますが、どうでしょうか。

都市計画に関する見直しの経緯につきましては、平成18年3月、潟上市都市計画基本方針にかかわる調査が報告され、本市の都市計画に関する基本方針が示されました。その後、県の国土利用計画に基づく市土地利用基本計画の策定議決、現在は潟上市都市マスタープランの策定中と伺っております。都市計画は申し上げるまでもなく、それは市総合発展計画を基本として農林漁業との健全な調和、健康で文化的な生活、機能的な都市活動を確保するための適正な規制のもとで土地利用が図られることを基本理念としているものと理解をしております。したがって、都市計画の課題ならびに計画の内容は、決定手続きと住民参加、都市計画制限、都市計画事業の目的があり、広範にわたる課題もありますので時間のかかることと思いますが、こうした状況についてはどのようなご認識かを説明をいただきたいと存じます。

先ほど質問致しましたが、総合発展計画基本構想そのものが本市都市計画の基本理念であり、上位計画であります。今回、総合発展基本計画の改定にあたり、都市計画との整合性の確保、調整すべき点はなかったでしょうか、お伺い致します。

また、先般、当局において市役所建設候補地が示されました。議会においては「庁舎建設調査検討特別委員会」を設置して審議中ではありますが、都市計画を持つ潟上市が市町村合併という町村の廃置分合によって新たに事務所の位置を検討するにあたってどのような選択をするか、その判断が問われていると思います。

先ほど申しあげました潟上市都市計画基本方針にかかわる調査報告書によりますと、報告書の中には将来の発展方向の検討項目の土地利用の基本的考え方において、都市軸と都市拠点の形成による新たな都市構造の構築が述べられ、都市拠点として新庁舎を核とする関連施設集積地区構想がありますが、この構想の計画と検討が庁舎計画の一丁目一番地ではなかったでしょうか。

先の合併協議において、その位置は「昭和、飯田川に限りなく近い天王地区」とされておりますが、庁舎は単なる事務所としてではなく都市機能という観点からはその判断は極めて重要であります。自治法の第4条第2項に規定する「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」とされています。そして位置決定の合理的判断を基準として、学校、農協の事務所も考慮されるべきという解釈もあります。これは昭和27年の昭和の大合併を受けて自治法の一部改正となったものでありますが、法規定の趣旨は変わっておりません。

こうしたことから、潟上市においても都市計画に定める一団の官公庁団地構想までは無理にしても、都市計画基本方針にかかわる調査報告書に基づき、自治法の趣旨を体した都市計画に基づく土地利用と庁舎構想は重要であります。こうした検討もしないで合併協議ありき、建設ありきで進めることはいかがかと存じ、憂慮に絶えません。庁舎問題は都市計画により明らかにするための検討を重ね、後期5カ年計画において建設計画を具体化することではないでしょうか。時間は十分にあります。後顧に憂いのない計画を持つべきと思うのですが、市長のお考えをお伺い致します。

以上で私からの質問を終わります。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 19番佐々木嘉一議員の一般質問の2点め、潟上市都市計画と市役所庁舎についてお答え致します。

1つめの質問については副市長が答弁致しますが、自治法の改正について言及されておりましたので、これについて私から答弁させていただきます。

自治法については、基本構想はもう議会の議決が必要ないというのが国の考えであります。ですから都市計画、いわゆる都市計画というのはその下の下位の計画に入りますから、当然、議会の必要がないという常識に立たなければなりません。ただし、潟上市では96条の第2項によって条例が制定されておりますので、二元制ということを考えるとは私は鹿児島県の阿久根市長のような態度を取らないということを明言しておきます。

それでは質問にお答えします。

広域都市計画からの離脱と線引き廃止を前提として新たな都市づくりの構想はどうだったのかにつきましては、望ましいまちづくりは「自らのまちは、自らがつくる」を基本とし、秋田都市計画からの離脱と線引き廃止について関係機関と協議を重ねてまいりましたが、地方分権にあたっては国の関与が継続されることとなるなど今後も相当期間を要するものと予想されます。しかしながら、基本的な考えのもと、粘り強く協議を進めていく所存であります。一方、本市が抱えている都市計画上の課題にも早急に対処していかなければならないと考えております。

新たな都市づくり構想については、本市は歴史ある3町が合併して、それぞれに様々な拠点を持つ、いわゆる市としての中心となる「核」を持たない「分散型」の都市を構成しております。今後、新たな事業導入による多大なインフラ投資を極力避け、既存ストックを活用した効率的で現実的な手法により、既存の拠点を有機的に結びつけた「多核ネットワーク型」都市形成を目指し、一つの都市としての一体感を形成することが必要と考えます。

第2点めの都市計画の課題ならびに計画の内容、決定手続き、住民参加、都市計画制限、都市計画事業の目的、広範にわたる課題の状況についての認識につきましては、これまで本市は、隣接する秋田市と比べ廉価な土地や豊かな自然環境等により秋田市のベッドタウンとして順調に人口が増加してきましたが、近年は人口も伸び悩んでおります。このような状況下、本市が今後とも持続ある発展を遂げるためには、歴史、伝統、文化等固有の地域資源の再発掘や、生活環境や福祉、安全・安心を重視した快適な生活環境の形成、産業の活性化による自立した魅力あるまちづくりを行うことが急務となっております。これらの課題等から今後のまちづくりの方向性として、平成21年第3回定例会で示しました「共生・自立・個性・交流・コミュニケーション」の5項目を柱とする

施策を検討していきたいと考えています。

都市計画マスタープランは、この後、策定委員会からの意見をいただきながら市内数カ所において説明会を開催し、市民の声を計画に反映させ、都市計画審議会、議会への説明を経た後、平成23年3月末を目標に策定したいと考えております。

現在の市街化区域、市街化調整区域はそのまま継続されることとなりますが、市街化区域内農地の逆線引きの要望等には柔軟に対応してまいります。また、厳しすぎる規制のかかる市街化調整区域内の土地利用については、市独自の判断と運用により規制緩和が可能となる、都市計画法第34条第11号の制度を県内では初めて来年4月から導入すべく現在事務を進行中であります。今後、市民への説明会の後、議会へ報告してまいりたいと考えています。

都市計画事業に関しましては第1点めにて説明致しましたが、確かに原理的な思考も重要であり基本にあります。市の発展のためには現実的な対応を取ることも必要であります。このような観点から新たなインフラ整備投資は極力避け、既存ストックを生かした効率的な事業を展開し、市民生活に密着したものから広域的なものまで事業所管にとられない有効的な整備手法を導入していきたいと考えております。

第3点めの総合発展計画の改定にあたり、都市計画との整合性の確保、調整すべき点につきましては、総合発展計画は市における最上位計画であることから、改定にあたりましてはあらゆる計画、施策と調整、整合性が取れていなければなりません。

都市計画につきましても同様でありまして、都市計画マスタープランの策定と総合発展計画の改定時期が同時になることから、すべての面で調整を重ね整合性を確保してまいります。

第4点めの「庁舎問題は都市計画により明らかにするための後期5カ年計画において建設計画を具体化」につきましては、庁舎建設にあたりましては平成19年に市民代表からなる「潟上市役所建設検討委員会」を設置し、協議・検討を重ね、平成21年3月に「潟上市新庁舎建設基本構想」を策定し、庁舎建設規模、スケジュールおよび財政計画等を取りまとめております。その後は、議会の皆様へ建設候補地をご説明するなどしており、今後、建設候補地が確定次第、建設基本計画を策定する予定となっております。

都市計画との関連性ではありますが、新庁舎建設は単に都市計画サイドのみの判断で決定されるものではありません。特に庁舎建設は位置だけでなく規模も絡み、財政面や環境保全性、交通事情等の総合的な判断のもと決定されるべきものと考えています。

ただし、候補地が含まれるエリアは平成18年3月に報告された潟上市都市計画基本方針にかかわる調査において、新庁舎のあり方と整備の方向で記される「新市のシンボル性」、「景観に配慮した庁舎」、「関連公共機関、民間機能の集積と拠点形成」については十分検討し、「広域道路網の結束点に位置している」、「都市公園との近接することから一体性を持った景観形成が可能」、「公共および民間機能の集積が可能な区域を有している」など、方向性が合致していることは確認しております。都市計画マスタープランでは、候補地が含まれるエリアを行政拠点として位置づける考えであります。

建設計画につきましては、あくまでも庁舎建設業務の一つとして策定していく所存ですので、ご理解願いたいと思います。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 19番佐々木議員の1点めの質問にお答え申し上げます。

総合発展計画後期基本計画の策定にあたっては、庁内の班長クラスで組織する「素案作成部会」と課長クラスで組織する「策定委員会」において、現在、素案の策定作業を行っております。

素案策定の作業は、はじめに前期基本計画検証シートを作成し、各施策ごとの進捗状況や評価・検証による課題の抽出と今後の方向性などの洗い出しを行い、後期基本計画素案に反映させることとしております。今後は、各課ごとにヒアリングを実施し、内容を精査した上で庁内政策会議に諮り検討してまいります。

また、本市を取り巻く状況の変化として、少子・高齢化に加え人口減少時代が本格的に訪れたことを踏まえ、種々の個別施策を実施することにより人口減少を抑制し、合併時の人口規模の復活を目指す基本構想の一部見直しを行うこととしております。このことが、すなわち後期基本計画の最重点事項となるものであり、今後、出産・子育て・雇用・福祉などの各施策との整合性を図りながら検討してまいります。

なお、実施計画につきましては、後期基本計画に定められた基本的な施策を効果的に実施するための財源の裏付けを伴う具体的な計画であり、計画期間は3年間とし、毎年度見直す方式を今後も取ってまいります。具体的には、後期基本計画の内容が固まり次第、実施計画を立案してまいります。

また、計画策定にあたっては各種団体の代表者や市民からなる「検討委員会」を立ち上げ、ご意見・ご提言をいただくこととしており、議員の皆様には全員協議会でご説明申し上げ、ご意見をいただくことは当然のことと考えております。

ただいま市長の答弁でも触れましたが、自治体には地方自治法の規定により「基本構想の策定と議会の議決」が義務付けられておりますが、国会では地方自治法の一部改正について現在継続審査されております。この改正案は、地方分権改革推進計画に基づき「基本構想の策定と議会の議決義務を撤廃」する内容となっております。そのため、自治体行政運営の最上位計画との位置付けであった基本構想の役目は大きく様変わりするようであります。これは公約選挙、いわゆるマニフェスト選挙が定着し、首長が4年間で実行する施策を書き込んだマニフェストの進捗管理がより重要であるという考えや、現在のように社会変化の早い時代に長期計画を策定すること自体がなじまないと理解されていること、また、「総花的」をやゆされたり、部門別に次々とマスタープラン等が策定される時代となって、その「総合性」が形骸化していることが主な要因となっております。

基本構想の策定義務撤廃により、今後、各自治体の自主性・自立性の発揮が試される時代に突入すると言えます。将来的には総合発展計画という体裁にこだわらない本市独自の計画づくりへの路線変更が必要となることも思料されることから、今後、市議会の皆様のご意見を賜りながら対応してまいりたいと考えております。

最後に、現在の二元代表制による政策協議の重要性については十分認識しており、市民の視点に立った実効性および透明性の高い市政を推進するため、今後も議員の皆様との協議の場を設けてまいりますので宜しくご理解願いたいと思います。

○議長（千田正英） 19番、再質問ありますか。

○19番（佐々木嘉一） ただいまのご答弁誠にありがとうございました。

ちょっと具体性に欠けるといいますか、私も抽象的なことを申し上げておりますので抽象的な答弁かなと思って、ちょっとそんな思いであります。まず1つは、前期計画はどのような反省をしたかと、どのような評価をしてどういうふうな問題が残ったか、そしてどれくらい進んだかというようなことをきちんとやっておりますかというふうなことなんです。ですから前期計画につきまして後期が始まるわけでありまして、いずれ景気、日本の経済情勢がちょっと傾いてから15年から20年になるけれども、大体時代はそんなに変わってはおらないでしょうけれども、最近は特に国政なんかみてもかなりの変化が予想されます。そんなことで、まず前期計画、今合併して5カ年過ぎました。非常に気を使った市政運営であったと思いますが、反省点あるいは事業評価、検証というものをきちんとやはり謙虚な気持ちでやってみておるでしょうかというふうに思

うわけです。いずれそのことについては当然この後の作業の段階で文書として出してもらえるものでしょうか。その点をひとつ伺いしておきます。

それから次期の重点事項、今、少子化とか人口減少、いろいろな社会保障を言われまされたけれども、それだけでなくやはり合併市であれば都市計画も先ほど市長の答弁ありましたが、やはり市を一体化していくためのインフラだって必要だと思いますよ。そういうふうな面でやはりどういうふうなことで一体化していくのかという、そういうふうな意味での重点事項といえますか、それをやはり箇条書きでも結構です、今検討中も結構です、いずれ次期改定の目玉をひとつ教えていただきたいというふうに思います。

発展計画の方はそれくらいにして、都市計画との関係であります、結論から言いますと都市計画については具体的なことはやらないというふうな、そんな感じで聞きました。ただし今現在の都市計画、3町それぞれ特色ある都市計画を進めてきておりますが、それぞれであります。したがって天王地区、昭和地区、飯田川地区、課題はありますが、それらの課題を市街化調整区域の開発をいわゆる許可制度で運用するというふうなことのようではありますが、それはそれとしてやはり都市計画は全体的に一つの都市となりましたので、このまま旧3町の枠組みを取っ払ってやらなければならない部分もあるのではないのかなというふうな感じもしております。特に天王地区につきまして二田地区からずっと天王の方まで市街化区域による都市計画の区域外であります。ああいうふうに区域外は非常に住宅も建ちましたし、今、開発行為で住宅が建ちましたし、いろいろな下水道、水道のインフラも必要としておりまして、そういうような整備も今整備途上でもあります、それは都市計画ではないというようなことではちょっとおかしいのではないかと。それも都市計画だわけです。ですから、例えばそういうふうなスプロール化、いわゆる開発によってスプロール化するというようなことが、むしろ行政がそのことを進めているというふうな感じも致しますので、やはり人口は比較的多い1万3,000人くらいおるあの地区でありますから、やはりきちんとした計画のもとでそれぞれ必要な事業をやっていくと、あるいは町並みを整備していくというふうな考え方に立つべきではないのかなと私はそんな感じをしております。

いずれは昭和、飯田川の場合は市街化区域、市街化調整区域、100%都市計画区域ですが、天王地区の場合は都市計画区域は今申し上げました二田より西の方は都市計画区域がありません。都市計画区域外であります。だけれども、下水道でも水道でもいろいろなことを都市施設としてやらなければならないものがありますので、そういうところ

につきましては今のままでいいのかなということでもあります。

それから庁舎の問題につきましては、今、議会の特別委員会の方でやっておりますが、庁舎についても市街化調整区域のいわゆる34条の11号でやっていくと。今いろいろとその地域については立派な施設もあるし、環境としては、事務所としてふさわしいところなんだというふうなことでありまして、庁舎については庁舎単独の進め方でいくと。言ってみれば都市計画に基づく進め方はしないと、そういうふうな意味でありますけれども、やはりこれは非常に大事な部分だと思います。それぞれのまちづくりはまちづくり、そのまちの考え方があるけれども、やはり広域的な合併をして、広域的な3町の拠点となる、都市機能となる庁舎をつくるについては、やはりみんなで検討してここがいいだろうと。その地区は将来こういうふうになるんだなという都市計画の構想があって、それを具体化するということが基本ではないかと思います。それを考えないで、いわゆる市街化調整区域の開発行為で条例を制定してやっていくということなんです、それにしても例えばこの前の案で言いますと、市役所庁舎を決めると、あるいはそれ以外はもう50メートルラインでやっていくという、それであってもそういうふうな地区計画の条例の制定手続きがありますので、これやはり皆さん地区関係者に説明して進めなければならないものではないのかなというふうなことでありますので、いずれあれやこれや、今回の都市計画と庁舎問題、どう進めるかということについては私はきちんとした計画に基づいて進めるべきだというふうに思います。ただ19年に検討委員会をやって財政、庁舎のいわゆるスペースについては、土地の問題はまだ決まっておられません。いずれそのことについてはいろんな制約はありますけれども、ひとつ都市計画という見地を忘れないで、これから3町の核をつくると、それで市役所庁舎そのものはやはり都市機能であるというふうなことを忘れないでやってほしいなと思います。その辺の考え方をひとつお伺い致します。

○議長（千田正英） 当局の答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 19番さんの再質問にお答えします。

まず1点めの次期発展計画の作成についてで、前期計画の反省、検証、それから評価というものは当然やらなければならないし、今度、後期計画の段階で文書で必ず出します。

それから、その後の実態等のことも箇条書きでどうかということについても、なるほどと思いますので、それも実行します。

それから庁舎の都市計画についてでございますが、そもそも我々合併前に3町長が一番の懸念としたのは、現在の秋田都市計画区域から外れて市独自の計画をつくりたいということでした。というのは、天王地区はただいま19番さんからご案内のとおり割と家も建て、工事も来やすかったと。昭和、飯田川については都市計画区域、市街化調整区域が網のように張られていて、住宅を建てるのもままならなかったと。そういうことを打開するために、小玉町長さんと千田町長さんとまずこれからかかろうというのが本音でありました。実際そのように国・県と検討してきましたが、先ほど答弁しましたが、なかなか国の規制緩和と言いながら計画への追加だけはどうも国のいわゆる霞ヶ関の方では関与してくるという状況で、しからばどうするかということで先ほど答えましたが34条の11で、秋田県で初めてこれに取りかかるというような計画であります。決して私は都市計画の理念というものを忘れていません。先ほど19番さんは、庁舎については農協とか学校とかというものを排除すべきであると、書いてあると、こう言いますが、もちろんそれもある。それをやると、やはり都市計画の理念だけではもう駅とか、それから学校、100年経っても農協はできないと私は思いますよ。100年で無理かもしれない、長期的にかかると。いわば現実的な問題も抱えているというようなこともご理解願いたい。決して都市計画の理念というものは忘れておらないと。ただし現実は厳しいということもご理解願いたいと思います。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 19番佐々木議員にお答え致します。

都市計画のことで天王地区が調整区域に規定をしてない地域があるということで、そのことで都市計画決定をして下水道等やらなければならないのではないかとということのお話がありましたけれども、現在、特定環境事業で都市計画区域外であっても下水道は完備はされております。ですから、都市計画区域に設定をしなくても現在できるということでございます。

それから、ちなみに昭和60年から17年までの都市計画の区域の人口等調整したものがございます。その中で天王地区で言いますと、市街化区域、それから調整区域、都市計画区域外、16年から17年までこの3地区が全部人口が増えております。それから昭和地区、飯田川地区につきましては都市計画区域外はありませんけれども、市街化区域、調整区域とも昭和60年から平成17年まで両方人口が減っているという状況でございます。一概に都市計画の部分だけというふうな形にはならないと感じております。

それから今回こういうことを踏まえまして、都市計画法の第34条第11号を秋田県で初めて行うということで、現在、調整区域で規制が厳しい宅地の開発等につきましてはそれを緩和をして進めていきたいということで、人口増等含めて考えていきたいと。

それからインフラ等につきましても市が主導という形でなくて、当然、調整区域ですので開発行為を行わなければならないということになります。そうすると開発行為を行うのは民間の方、それから個人で行うことになりますので、下水等の施設につきましてはその方が行うということで、市としてはそれに係る経費というものは現在はそれに追加をして実施をしていくというものでなくて、事業実施される方がそれを行っていくということで、そういう意味でも財源的にもかなりいいのではないかなということで、今回34-11につきましてはそういう方向も含めて来年の4月を目標に今現在進めているところでございます。

以上です。

それから34-11につきましては、幹線道路から50メートルというのが基本線として考えております。というのは、宅地開発をする際に1戸の家を建てるとした場合には50メートルの範囲であればできるであろうということで50メートルという基本線を持っておりますけれども、それが開発行為等でそれ以上の面積を実施をしたいということであると、開発行為の状況に応じまして線引きの変更というのはできますので、それはあくまでも50メートルというのは基本線だということで、それ以上のこともできるということでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 19番、再々質問。

○19番（佐々木嘉一） 発展計画の関係につきましては今後具体的な資料をいただけるというようなことでありまして、そのように取り計らっていただきたいと思っております。ありがとうございます。

都市計画につきましては、いくら議論してもちょっと理念的な違いが一つあるのかなという感じを受けます。というのは、昭和、飯田川の場合は全地域が都市計画区域で市街化区域や調整区域があります。というのは、調整区域でなぜそうなったかという、やはり農林漁業との調整が一つありまして、農地を市街化区域に入れてやるということについては、やはり市街化区域に入れた場合は10年間で宅地化を図らなければならないというふうなことがありまして、そんなことで例えば農地を市街化区域に入れても残存

農地として現在残っているというふうな問題もあつたりして、非常にその点は農林漁業との事業との調整もあつてやはり市街化調整区域として開発ができなかったというふうな分が今反省されるところではないのかなと思っております。したがって、天王地区の方と比較すれば非常に何と言いますか、線引き都市、窮屈な線引き都市をなぜやったのかと、私の方につきましては黙っていても人口が増えたわけということなんでしょうが、いずれそれはやはり天王地区の土地利用の現況からしてもやりやすかったのかなというふうなことがございますけれども、いずれ都市計画のところは先ほど下水道につきましては特定環境でやっているとわかります。それは日本は経済大国でありながら下水道の普及率はずっと低かったので、結局、経済大国にふさわしい下水道整備をやろうというふうなことで、これはもう町、村、漁村、農村全部挙げて取り組んだ経緯だと思いますので、特環でやっていることは喜ばしかったわけではありますが、いずれその場合でも都市計画事業としてではなくてやれたんだというふうなことなただけけれども、問題はやはりそういうことでいわゆる計画のないところにスプロール化を図って、それは民間の開発であろうと何であろうとやはりそこにいわゆる住居が混在して土地利用が混乱している部分があるのではないかなと、あるいは生活排水でも、道路でもやはり行き止まり道路が頻繁にあるというふうなこともあるのかなと、そんなこともありまして私申し述べたんですが、そういうことを称して快適な生活環境と言えるのかなと、そんな感じもしますので、3町それぞれの都市計画の成り立ちが違うというふうな面からすれば、それで理解できますけれども、3町が一体化した以上はそれを一体化していくというふうなことが必要なのではないのかなと、そんな気持ちを今申し上げておるわけです。ですから、従来を線引きを廃止すれば、秋田市から離脱すれば潟上の都市計画はそれでも大丈夫だということで、その先にはやはり潟上市の都市計画をこういうふうにするんだというひとつの都市計画の構想が前提としてなければ先へ進まれないと。百年十年一年のごとく線引き廃止を待っていても、それでは話は進まないのではないのかなというそんな思いで今お話ししているわけですが、ひとつ宜しくお願ひしたいと思います。

答弁はいりません。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 19番、再々質問いらぬ、答弁いらぬと言ふんですが、思いはわかりました。そのとおりだと思います。

そもそも今スプロール化ということもおっしゃいました。調整区域というものは、そ

もその虫食い状態を、虫食いの開発を防止する、いわゆるそれから乱開発を防止するという制度で市街化調整区域が作成されました。その当時の時代と今変わってきているわけですよ。景気、いわゆるバブルのときは今現実、地価も土地も変わってきているという状況で我々は独自の都市計画をつくりたいと。そして調整区域の網を外して自由に住宅なんかも建設するような状態にしたいという願いで交渉をしましたが、先ほど答弁のとおり霞ヶ関の網は固かったということですが、ですから私はくじけないで34-11、さっきの50メートルについても可能だと、もっと可能だということもできますので、そういうことでやりたいと。そして都市計画の構想というものは大事でございますので、それらも踏まえながら今後19番さんの考えに沿ったような案を参酌しながらつくっていきたいと思います。

○19番（佐々木嘉一） どうもありがとうございました。

○議長（千田正英） これをもって19番佐々木嘉一議員の質問を終わります。

昼食のために暫時休憩致します。1時30分から再開致します。

午前11時43分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

4番藤原幸作議員の発言を許します。4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 4番藤原幸作でございます。一般質問の機会を与えていただきまして本当にありがとうございました。

質問は大きく4項目にわたります。地域再生事業、農業委員会の農業振興建議については市長から、全国学力・学習状況調査ならびに教育環境の整備については教育長からご答弁を賜りたいというふうに思います。宜しく申し上げます。

1番めの地域再生事業でございますが、平成17年4月に制定された「地域再生法」は、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取り組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出を主たるねらいとしている。潟上市は、いち早く「食」と「交流」をタイトルのもとに、直売所、加工所、食材提供施設、市民農園を整備し、地産地消から発信する地域遺伝子再生プランの地域再生計画が平成20年7月、内閣総理大臣から認定され、着々事業進行されていることは地域活性化のために大きな役割を果たすものと思われま。

先ごろの議会全員協議会で関連条例（案）の提示があり、その中に指定管理者制度もあり、産直センター（仮称）は指定管理者を公募すると明言しております。協議会では経営管理について厳しい意見が出されたことは当然であります。それだけ期待が大きい不安な要素もあるということであり、議決された議会の責務と言っても過言ではないと思います。

それらの観点から次の事項をお伺いします。

1つ、3カ年の販売額と支出計画と雇用人員はどのようになっているか。2つめ、経営赤字に対する市の対応と経営責任は。3つめ、運営企画部会、食料提供施設利用組合、直売所出荷組合、加工所利用組合の運営と指定管理者との関連および市の関与は。4つめ、指定管理者の応募と、行政報告にある「施設全般の運営主体につきましては、同エリア内にある温泉くららとの一体的運営を目指して鋭意検討しているところであります」とありますが、整合性はどのようになりますか。5つめ、指定管理者の応募がない場合の対応策。6つめ、平成23年4月1日オープンと出荷体制の確立対策であります。

2番めは農業委員会の農業振興建議についてであります。

農業委員会は、農業生産力の発展および農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上のために設置されております。

平成22年5月、潟上市農業委員会鈴木菊男会長から潟上市長、潟上市議会議長にあてに「農業委員会等に関する法律第6条第3項」に基づき「潟上市農業振興施策に対する建議書」が提出され、6月議会において写しが議員に配付された。同条同項には行政庁からの諮問、答申も規定されておりますが、このたびの建議の取り扱いと政策建議の中から次の事項をお伺い致します。

1つ、建議された農業振興策をどのように対応しておりますか。2つめ、意欲ある担い手の育成、確保の施策は。3つめ、農業者の未婚対策（婚活）支援をどのように図りますか。4つめ、直売施設対応に対する初期投資支援対策は。5つめ、米消費拡大策として学校給食へ米粉パン、米粉麺の導入のお考えは。

次に、教育関係でございます。

3番めの質問は、全国学力・学習状況調査についてであります。

県教育委員会は7月30日、4月20日にはじめて3割の抽出校によって実施された第4回全国学力テストにおいて秋田県が4年連続1位と発表した。秋田県はワーストワンの多いことで知られるが、全国学力テスト1位はまさに快挙であります。「秋田わか杉っ

子・学びの十カ条」の第1は、「早ね早おき朝ごはんに家庭学習」であります。生活習慣を実践され学習成果を高められた小学生の努力、先生方のご指導、教育委員会の取り組み、家庭教育環境の整備等々に対し深甚なる敬意を表するものであります。

テストを通じて過度の競争をあおることは厳に慎むべきであります。県内地域間の学力格差、活用型のB問題の正答率を高めることなど課題が多いと思われま

す。本年5月に開かれた第1回議会報告会において、市民から平成19年・20年の全国学力テスト成績がよくないと指摘されたこともあり、次の事項をお伺いします。

1つ、潟上市の全国学力テストの成績は。2番め、知識の「A問題」と応用活用型の「B問題」の課題と対応。3つめ、学習状況調査（児童・学校）の課題と対応。4つめ、潟上市教育委員会の対策と県教委との連携は。5つめ、悉皆と抽出テストに対する考え方は。6つめ、12年度から理科・社会・英語を加えることに対する考え方は。

最後の質問でございますが、教育環境の整備であります。

次世代を担う子供たちの教育環境を整備することは施策の最重要課題であります。教育環境ハードの中から中学校校舎、部活のグラウンドを取り上げました。

羽城中学校の現校舎は平成2年（1990年）に改築しておりますので、築20年となります。式典において今は亡き佐藤信篤校長が「筆太に克己と刻める碑の文字は羽城教育を厳しくも問ふ」の歌は、今でも脳裏に焼き付いております。この「克己」というのは「己の克」でございますが、羽城中学校のところに行きますと大きな石碑がございます。克己は石川翁の日記から取ったものでございます。それをあらわしておるわけでございます。この羽城中学校校舎はいまだ新校舎に見られます。しかし、生徒や関係者の間で雨漏りが話題となっているとのことであります。「20年で、なぜ」の感は否めません。また、生徒の非常口が中庭に向かっているのは大変危険であり、このことは竣工時から管理者等に警鐘しております。どちらも速やかに調査し、改善に万全を期すべきであります。

次に、羽城中サッカー場、天王中野球場、サッカー場の排水対策、また、羽城中学校テニスコートは十数年使われておりません。サッカー場、野球場のサブグラウンドとして、フェンスは野球場に活用できないか検討すべきであります。

いずれにしても、ぬかるみの悪条件の中で心と体を鍛えている部活動はすばらしい。

次の3点についてお伺いします。

羽城中学校の雨漏りと非常口対策は。2つめ、羽城中サッカー場、天王中野球場、

サッカー場の排水対策は。3つめ、羽城中テニスコートの撤去と利活用方途は。

以上、4項目について宜しくご答弁を賜りたいと思います。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 4番藤原幸作議員の一般質問の1つめ、地域再生事業についてと2点めの1、建議された農業振興策についてどのように対応しておりますかについて答弁を致します。

鞍掛沼公園における直売所建設を中心とする地域再生事業につきましては、現在、産直センター（仮称）の建設工事を進めているところでございます。施設完成後の生産・出荷体制については7月2日に「くらら出荷組合」が設立され、各種研修会等を重ねながら来年春のオープンを目指してまいります。一方、運営面につきましては指定管理者による運営を検討しており、現在これに関連した作業を進めているところでございます。このことを踏まえ、ご質問にお答え申し上げます。

まず、1点めの3カ年の販売額と収支計画、雇用人員等に関し、農作物など出荷組合に係る販売額等につきましては、組合員からの出荷計画書などにより年間1億円の売上額を試算しております。また、農産品については4,700万円、食材提供施設については4,900万円と見込み、合わせて初年度の販売額を1億9,600万円と試算しております。

平成24年度・25年度の販売額は、出荷組合員の増などにより前年度比でそれぞれ2年めは5%、3年めは3%の伸び率を見込んでおります。

収支計画については、出荷組合からの農産物などに対する販売手数料を15%、物産品については20%、食材提供施設は原価率を35%で試算し、市からの指定管理料につきましては建物にかかわる各種保険料と光熱水費の約2分の1相当を見込み、試算しております。これに海産物売場などのテナント料、加工室の使用料などを見込みます。これらに基づく初年度の収支はほぼ均衡し、次年度以降は一定の黒字を見込んでおります。

雇用人員については約17人程度を見込んでおります。

2点めの経営赤字に対する市の対応と経営責任につきましては、指定管理者制度を導入し民間感覚での効率的な運営を目指していく以上、当然のことながら赤字回避の経営を目指し、綿密な運営計画のもと、常に収支のバランスに配慮した経営に徹することが基本と思っております。

なお、市からの指定管理料は指定管理者が決定し、経営計画が具体化してきた時点で指定管理料を検討してまいります。

経営責任については、経営者となる指定管理者が負うこととなります。

3点めの運営企画部会や他の組合等と指定管理者との関連などについてであります。運営企画部会は当初より運営会社が立ち上がるまでの運営方針などの検討に関する準備機関としての役割がありましたので、指定管理者による運営方針が確定するまで今後も引き続き必要な検討を重ねてまいります。

また、運営主体となる指定管理者が確定した後は、くらら出荷組合と加工所利用者、それにほかの出店者等が連携しながら施設の運営を進めていくこととなります。なお、民間感覚での運営という指定管理者の導入趣旨からも、運営に関する市の関与は必要最小限にとどめたいと考えております。

4点めの指定管理者の応募と温泉くららとの一体的な運営と整合性に関しましては、新施設と既存の温泉くららとの運営について、それぞれを別々に指定管理とすることよりも同じエリア内にある2つの施設を一体的に運営することにより指定管理者の効率的な運営が期待できるものと考えます。また、温泉施設と直売施設を一体とした施設運営により観光面からも相乗の効果が期待されます。したがって、来年度の指定管理者の更新時には両施設の一体的な運営を前提とした公募を行うこととして、現在、指定管理者の募集に向けた準備を進めております。

5点めの指定管理者の応募がない場合についてであります。設置条例（案）では市が管理する本施設につきまして指定管理者に行わせることができるとの規定になっておりますので、応募者がいない場合は市が管理することとなります。

6点めのオープンに向けた出荷体制の確立についてであります。7月2日のくらら出荷組合の設立後は、栽培講習会や各種研修会、視察などを継続的に実施し、また、イベント等での販売会などを重ねながら来年4月のオープンを目指してまいります。

2点めの農業委員会の振興建議についてのことですが、どのように対応しているかについてお答えします。

今回、農業委員会から6項目にわたり建議が提出されておりますが、農家の切実な声として重く受け止め、次へつなげてまいりたいと思っております。また、建議の取り扱いについては、関係する各課・関係団体と対応するよう指示しております。

農業振興策については、従来から継続実施されている施策、今年度から事業に着手したもの、新たに検討や協議をしなければならない事業など多岐に及んでいることから、国・県の動向を見極めながら対応してまいります。

以上です。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） それでは4番藤原幸作議員の一般質問の2つめの農業委員会の農業振興建議についての2点め、3点め、4点めについて私の方から答弁をしたいと思います。

それでははじめに、2点めの「意欲ある担い手の育成・確保の施策は」についてお答え致します。

市では県と連携し、フロンティア農業者研修を実施しております。この研修は、新規就農に必要な技術を身につけようとする者、新たな部門開始に必要な技術を身につけようとする既就農者に対し、稲作・果樹・花卉・野菜等の部門を2年間の実践研修を行い、優れた担い手を育成しようとするものでございます。これまで9名の方が研修を修了し、うち8名の方が就農しております。なお、現在も2名の方が研修中であります。今後も支援してまいりたいと考えております。

また、217名の認定農業者で構成されている認定農業者連絡協議会を核として県内外の研修を実施し、担い手の育成・確保や農業経営の向上を図っているところでございます。今年8月21日には、親子で就農している方々の子供を対象に研修会を行い、9名の参加を得ております。こうした取り組みのほか、集落営農組織や法人化への誘導も担い手の育成・確保につながるものと思われまますので、関係機関と連携を図りながら対応してまいりたいと思っております。

3点めの「農業者の未婚対策（婚活）支援をどのように図りますか」についてお答え致します。

旧町時代には、農近ゼミや青年会等が主催して若者の出会いをサポートするイベントが開催されておりましたが、現在は、こうした組織がなく行われていないのが現状です。今後、関係団体等から意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

なお、県では秋田県青年会館に委託し、「あきた結婚支援センター」を開設しております。同センターでは、出会いを希望する独身の男女へ出会いを提供し、地域ぐるみで「出会い・結婚」を応援するネットワークづくりを進めておりますので、今後、情報提供してまいりたいと思っております。

4点めの「直売施設対応に対する初期投資支援対策は」についてお答え致します。

国では、食料自給率を50%に引き上げることを明記した新たな「食料・農業・農村基

本計画」を策定しました。主な内容は、これまでの生産を抑制する施策から生産拡大を後押しする施策への転換、意欲ある多様な農業者を支援する施策、農業・農村の6次産業化の創出など農業政策も大きく変化してきており、本市でもこれらに対応した施策の展開を図らなければならないと考えております。また、平成23年度からは本格的な戸別所得補償制度が始まります。制度案では、米の生産を減らす一方で畑作への転作を促し、食料自給率の向上を図りたいとしております。稲作に依存した生産構造である本市にとっては複合化への対応も必要となっております。

こうした状況に加え、本市では来春のオープンを目指し産直センター、仮称でございますけれども、建設中でございます。地産地消による農林水産業を軸とした地域産業の振興を展開し、活性化につなげるためには、生産力の向上を図らなければなりません。このため、初期投資支援対策というよりも潟上市農業の振興という観点から、本定例会に農業生産力向上事業費の予算を計上しております。宜しくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（千田正英） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木公悦） 5点めの「米消費拡大策として学校給食へ米粉パン、米粉麵の導入は」ということについてお答え致します。

潟上市小中学校の学校給食では、週5回のうち米飯給食を3回、パン食を1回、麵食を1回実施しております。

ご質問の米粉パンについてであります。現在、学校給食では小麦7・米粉3の割合の米粉パンを年12回導入しております。パンの購入については秋田県学校給食会と契約を結んでおり、指定工場の株式会社たけや製パンから納入しておりますが、米粉パンと小麦パンの単価差を解消するために、県の「あきた米粉パン普及促進事業」を活用しております。この事業は、県内の学校給食において地場産の米粉を使用した米粉パンを提供し、食育の推進と米粉パンの普及促進を図るものであります。潟上産の米粉を使用しているものではなく、市の米消費拡大に直接つながるものではないと認識しております。

教育委員会では、市の米消費拡大を進めるために潟上産の米粉を使用した100%純米パンの導入について昨年度から検討を重ねておりますが、その経過についてご説明致します。

昨年度、羽城中学校において、本市産米の米粉加工をしている市内業者と契約しているパン製造業者の100%純米パンについて試験的に4回使用し、1回めと3回めに生徒のアンケート調査を実施しております。その結果、食感については「もちもちしている。カサカサしている」等の意見がありました。「また食べたい」と答えた生徒は、1回めが64%、2回めが38%でありました。

また、米粉麺については、栄養士が試食会等に参加し、学校給食の食材としての活用について検討しております。

学校給食における地元産の米粉を使用した米粉パン、米粉麺については今後も十分検討を重ねて積極的に導入してまいりたいと考えておりますので、宜しくご理解をお願い致します。

以上です。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 質問の3つめ、全国学力・学習状況調査についてお答え致します。

平成19年度から文部科学省が実施してきた全国学力・学習状況調査が今年度で4回めとなり、4月20日に小学校6年と中学校3年を対象として行われました。これまでどおり国語と算数・数学の2教科について、基礎・基本的な内容の「A問題」と、思考力などを要する発展的な内容の「B問題」および生活や学習習慣や意識についての調査内容ですが、今年度は国の調査方法が抽出方式となったところが変更点であります。

抽出率は全国で約3割、秋田県の抽出率は約4割であります。このほか抽出の対象とならなかったすべての学校でもこの調査を利用したため、本県は今年度も100%の実施となっております。本市においても、この割合によってあらかじめ国より抽出された学校を含め全部の学校で実施をしているところでございます。

質問の1つめ、今年度の結果についてであります。平均して小学校では県平均と同程度、中学校では県平均をやや上回るという結果となっております。小学校については、これまでも全国一の秋田県平均と同じレベルを維持してきておりますが、昨年までは全県の平均点に及ばなかった中学校においても好成績となっております。これについては大変喜ばしい成果であると考えております。湯上の子供たち、本当によく頑張ったと拍手を送りたいところでございます。

質問の2番めですが、知識や理解に関する「A問題」と応用・活用に関する「B問

題」の課題とその対応ですが、まず、国語、算数・数学ともにAは全体的に好結果である中で、国語ではメモをもとにして書き直す問題や語句を話の流れに沿って適切に使う問題で、算数・数学では円や空間図形の問題で課題があり、これは全国の傾向と同様です。

次にB問題ですが、国語でも算数・数学でも、読み取ったことを今まで学んだことをもとに自分なりの考えや理由を明快に説明する問題に課題があります。これも全国の傾向と同様でございます。

この課題に対して、各学校ではその部分は特に子供たちがわかるまで重点的に授業を行い、また、他の時期や学年でも繰り返し、あるいは継続して課題として取り扱うなど手厚く指導するようにしております。また、読み取って考えて理由を説明するといった学習は、国語や算数・数学だけでなくあらゆる教科でも取り入れるように努め、子供たちが積極的に説明できる力を育てているところです。

質問の3番め、学習状況調査の課題と対応についてですが、今回の潟上市の場合は、全体的に全国や全県のデータよりも上回っている好結果であります。市内のどの中学校でも「1・2・3運動」、すなわち「テレビは1時間以内、勉強は2時間以上、部活は3時間以内」の取り組みを進めております。生活習慣・学習習慣の確立のために小中学校が共通して取り組んできた成果があらわれてきたと手応えを得ております。

その中で「新聞やテレビのニュースに関心がある」、また「今住んでいる地域の行事に参加している」など、社会や地域への関心や、「自分で計画を立てて勉強をしている」など自律的な学習習慣の項目では、やや課題が見られます。

今後とも、家庭や地域との連携を生かした学校教育の推進に努めてまいります。また、社会への関心は将来のよりよい市民としての素地でもあり、さらに社会への関心を高め、自分なりの考えを持つ子供を育てるための取り組みを工夫してまいりますのでございます。

質問の4番め、潟上市教育委員会としての対応と県教育委員会との連携についてですが、市としては学校教育の重点課題の第1に「学力向上」を掲げ、全小中学校を挙げて取り組んでいるところであります。学習指導改善協議会を設けて各小中学校の校長・担当者との協議を年3回、県教育庁の指導主事や秋田大学の教授等を指導者として招いて実施しております。また、17年度に県教育委員会と潟上市との間で結んだ連携協力協定を継続して、県総合教育センターから市内各校の研修に支援を頂いているところでございます。

質問の5番め、悉皆と抽出のテストに対する考え方ですが、国の調査方式は変わっても、調査の目的やこの調査に参加する目的に変わりはありません。この調査は、まず一人ひとりの児童生徒が自分の課題を明確にして今後の学習を自ら作り出していく指標とするため、そして市や学校においては今後の指導改善の課題を明確にするために参加を決定しているものです。抽出であっても、その結果から得られた成果や課題を市および学校で分析し、この先の教育に還元していくことが肝要かと考えております。

質問の6番め、2012年度から理科、社会、英語を加えることに対する考え方ということですが、現在のところ、国では国語、算数・数学の2教科に他の教科を加える方向で検討を進めており、実施の年度は正式に決定のない段階です。4番藤原議員のおっしゃるとおり、今後の審議により、もし追加になるとすれば早くても2012年度からになるのではないかと予想されております。

このことに対する考え方として、秋田県では既に県独自の「学習状況調査」が、小学校で国語・算数のほか社会・理科の4教科、中学校ではこれに英語を加えた5教科で毎年12月に実施されております。この調査を一つの学習のサイクルに位置付けて目標を持たせて指導を進めておりますので、全国調査で教科が増えた場合にも対応はスムーズに進めることができると考えております。

今後とも、国や県の動向をとらえ、早期対応できるよう努めてまいります。

最後に、今回の調査結果が小学校で県並みの結果を維持し、中学校では大幅な伸びが見られたことは、ひとえに地域や家庭の皆様の学校教育への深い理解と協力による賜物と考えております。特に「家族揃って夕飯を食べる」、「家族と学校の話をする」、「家庭学習の時間は平日2時間以上」などの項目で好結果を得ているところでございます。家庭でのよい習慣形成が学力の向上に結び付いてきているものと思われま

す。今後とも「一人ひとりが輝き、市の明日を担う創造性と人間性に富んだ子供」を育てるために総力を挙げて取り組んでまいりますので、ご理解のほど宜しくお願い致します。

次に、質問の4つめですが、教育環境の整備についてお答えを致します。

質問の1つめ、羽城中学校の雨漏りと非常口対策についてであります。羽城中学校の雨漏りにつきましては、防水シートの老朽化による接着部分の腐食によるものであり、改修費を今回の9月予算に計上致しております。

羽城中学校の非常口につきましては、2階・3階の校舎からの非常階段が校舎西側に1カ所と、2階からの非常階段が校舎東側に1カ所あります。

ご質問の非常階段は東側に設置している2階から中庭に降りる非常階段と思われますが、中庭には廊下への出入り口が2カ所設置され、中庭側から鍵が開けられるようになっており、廊下を通過してすぐに外へ出られる構造になっております。

非常階段が中庭に降りるようになっており大変危険ではないかのご指摘ですが、学校ではすべての校舎内からの災害を想定し防災計画のマニュアルを作成し、年2回の避難訓練を実施し安全対策に万全を期しておりますので、ご理解を宜しくお願い申し上げます。

次に質問の2つめ、羽城中学校サッカー場、天王中学校野球場およびサッカー場の排水対策についてであります。羽城中学校のサッカー場につきましては、グラウンド周辺の雑草等によりグラウンド内の雨水が校舎側の排水溝に流れにくい状況になっておりますので、排水溝へ流れるよう水切り口を数カ所整備することを検討しております。

天王中学校野球場およびサッカー場の排水対策につきましては、学校および各クラブの父兄等の協力を得ながら土砂の入れ替え等を実施しておりますが、グラウンド内の排水処理については整備しなければならないとの考えを持っているところでございます。

今後、天王中学校の陸上競技場、サッカー場、野球場の野外運動場全体の改修計画を作成し、年次計画で整備を図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

最後に3つめですが、羽城中学校のテニスコートの撤去と利活用方途についてであります。同校には現在テニス部がなく、テニスコートとしては使用されておられません。現在は、サッカー場が雨天により使用が困難の場合、サッカー部のフットサル練習に使用されております。

テニスは中学生には非常に人気の高いスポーツであり、市内の他の2校にはテニス部が存在しております。部活動を続けているということでございますが、テニスコートの存続、撤去、利活用については、これまで同様、学校と協議しながら検討していきますので宜しくご理解のほどお願い致します。

以上です。

○議長（千田正英） 4番、再質問ありますか。4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） まず1つめの地域再生事業でございますが、この地域再生事業のいわゆる経営管理をどうするかというふうなのは今後のこの事業の推進に一番大きな要素じゃないかと思うわけでございまして、私はやはりこういうふうな大きな事業を起こす場合には、経営管理をどのようにするかということが一番最初に出てこなきゃならない

と。しかしながら来年の4月1日オープンにあたりまして、今、指定管理を公募すると先日の全員協議会でありましたけれども、先ほども申しあげましたように行政報告におきましては温泉くららと一体的な管理を考えているということでございますが、そうしますと今、天王総合開発ですか、その会社の方は今市長が社長だと思います。そして、そうしますと今管理者も市長でございますが、市長が一体的に公募に応じるという形になるものかどうか。そしてそれを待って一体的にやると先ほどのご答弁もございましたけれども、これが果たして市長と社長というふうな形でもっていわゆる公募に応じるというふうな形になるものかどうかということが1点。

それから応募がない場合は市が直営するということがございました。私はこの地域再生事業というのが17年の法律にできまして、このいわゆる指定管理者制度は法律が平成15年だと思います。調べてみますと、当時の総務省の自治行政局長の通達、通知でございますが、通知によりますと、できる限り複数の提案書を、事業計画を持って検討するようという通知も出されているということから考えますと、うちの方の条例の2条にもありますように多数からやはり公募してもらおうと、応募してもらおうことが非常に大事じゃないかと。そしてそれを市の方の検討委員会でもって現実にどれがいいというふうなのが、やはり指定管理のあり方じゃないかと思うわけでございます。そうしますと、市の方で直接やるというお話もございました。そうすると市の方で応募がない場合には直接やるということは、どういうことを想定しておりますか。私はやはり今まで第三セクターというのが多かったわけでありまして、第三セクターはかなりのいわゆる危険性があったというふうなことで全国的に話題になったわけでありまして、やはりその場合の一番の問題点はコストの区分と、いわゆる経営責任の区分がはっきりしないと。いわゆるモラルハザードがしっかりしてないというふうなことから、そういうふうな結果になったのが第三セクターのみじめな結果であったというふうに思うわけでありまして、やはり市が直営するというふうな場合には十分気をつけなければならないというふうに思うわけでございます。このいわゆる直接やる場合はどのような形でもってやるかというふうなことでございます。

それから鈴木次長のご答弁の中で、いわゆる米粉ですね、このパンを早くやるというふうなお話もございました。いつから実施する予算を立てるかというふうなことについて再度お尋ねします。

それから羽城中学校の非常口のお話が教育長からございましたけれども、これは当時

の設計のコンセプトとは私ちょっとどういうふうな形かわかりませんが、非常に危険です。いわゆる消防等の査察についても防火関係だけでございますので、地震等についてはいわゆる査察等については警告はないと思います。あそこの場合ですと、中から鍵を開けるとご答弁がございましたけれども、地震等がありますと中に全部生徒が閉じ込められるという構造になっております。このことについては今まで、こういう立場で話しをしたことなかったわけですが、雨漏り等がございますので、かなり防水シートの取り替え関係もあると思います。そういうことから踏まえまして、今回の工事にあたりましてさらに羽城中学校の非常口も改善すべきじゃないかと、こういうふうに思います。

なお、今、学校の安全につきましては法律が2年前に学校保健法ですか、そういう保健法ができて50年ぐらいになったと、五十数年になりますけれども、2年ぐらい前に改正されまして、学校設置者は安全に対するという1章5条ぐらいで設けられております。これは設置者がそのことをきちんとやって計画的に実施しなければならないというふうに法律が変わっております。そういうこともございますので、その安全に対する当事者意識といいますか、危機管理意識というものは高めなければならないというふうに思いますので、その点について再度ご質問、法律にもそのようになっております。

以上、再質問です。

○議長（千田正英） 当局の答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 1点めのことについては担当の部長が答えますが、羽城中学校の危機管理のいわゆる設置者が対応しなければならないと、安全・安心。これは私が設置者になっておりますので、ひとつ設計の段階から問題の中身があるというようなご指摘でございますので、今それを改めて改築という問題もありますが、一応、教育委員会と私も含めて現場を見たりして協議してみたいと思います。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは私の方から1点めのご質問にお答え申し上げます。

この経営につきましては、もうこの建物を建てる前の最大の問題であるというようなことでございます。その中で現在の指定管理を受けている会社にこの後応募を受けさせるかということだと思います。現在、天王グリーンランド株式会社がくらの指定管理を担っております。この後、公募によりますけれども、その会社も含めまして公募するというところで考えております。もちろん応募に際しましては多数の会社、あるいはそう

いうふうな組織の方から応募して頂きたいと考えております。

なお、第三セクターについては十分に気を付けるようにというふうなことでございますけれども、まずはこの応募を先にしながら、その後、適宜対応してまいりたいと考えておりますので宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（千田正英） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木公悦） 米粉パンの導入時期がいつごろかということでありまして、実は昨年6月実施に向けて教育委員会と学校栄養士が今まで取り寄せていた業者の製造工場を視察して、いわゆる製品の納品の体制、あるいは衛生管理体制について視察してきております。ところが本年7月30日にその製造会社が諸般の事情により休業しておるといふような状況がありまして、現時点では100%の純米パンを使用することができない状況になっております。こういうような体制を整えれば早めに対応したいなど、導入したいなどと思ひますので、なるべく早く実施するということでご理解願ひたいと思ひます。

○議長（千田正英） 4番、再々質問ありますか。

○4番（藤原幸作） ありません。ただ一つ、今、米粉パンについてのことでございますが、先ほどアンケートの結果によりますと生徒は64%、38%とだんだん低くなつてるといふことは非常に問題でございますので、食育教育とのからみでどうあるべきかと、地域活性化はそれに結びつくといふふうな面もございまして、食育計画について十分検討されることを要望を申し上げまして終わります。ありがとうございました。

○議長（千田正英） これをもって4番藤原幸作議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。よつて、本日はこれで散会します。

なお、明日7日は午前10時より本会議を再開しますので、ぜひご参集願ひます。

どうも御苦勞さまでした。

午後 2時15分 散会